

# 一般社団法人 在宅医療支援協会 個人会員規約

## 第1条（目的）

この法人は、個人の尊厳を尊重した利用者本位の在宅医療を始め医療・福祉・介護に関する各種地域サービス（以下「在宅医療等」という。）の提供を推進するため、先駆的かつモデル的な在宅医療等に関する事業に対する助成等を行うことにより、地域における医療福祉及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、これを遂行するために会員に対する規約として定めたものです。

## 第2条（会員資格）

1. 本社の主旨に賛同し本件規約を承認の上、所定の入会手続きを完了後、本協会が入会を認めた方とします。
2. 本協会入会に併せて、総合共済の団体契約先の全労済大阪府本部（全大阪労働者共済生活協同組合）【以下、全労済という。】に登録いたします。
3. 会員資格は本人一身専属的に帰属するものとし、他人への譲渡（相続を含む）及び名義変更は認めません。

## 第3条（会員等の特典）

1. 会員等は下記の相談や紹介、セミナーを受けることができます。
  - ① 在宅医療 医師・看護師など医療関係者による、在宅医療や訪問看護・訪問歯科などの相談及び紹介。
  - ② 介護相談 介護の専門家が介護についての相談及び紹介。また、サービス付き高齢者住宅・有料老人ホームや、療養型医療施設など住宅に関する相談及び紹介。
  - ③ 身体に良い生活習慣を身につけられる、健康管理サービス。
  - ④ パソコンや、タブレット端末など情報周辺機器の設定・設置のアドバイス。
  - ⑤ 暮らしの困りごと悩み相談 弁護士・行政書士・司法書士・税理士など各種専門家による相談及び紹介。
  - ⑥ 医療・介護を中心に暮らしに役立つ情報のメール配信サービス。
  - ⑦ 弔慰金のお支払い
    1. 会員並びに会員のご家族が死亡した場合に以下の弔慰金をお支払いし

ます。

I. 会員本人の死亡100,000円

II. 配偶者（事実婚・内縁関係を含む）の死亡50,000円

III. 子（実子・養子・継子およびこれらの配偶者）の死亡30,000円

IV. 親（会員及び配偶者の実父母または養父母・継父母）の死亡10,000円

2. 弔慰金の申請に際して、所定の申請書と死亡診断書の提出が必要です。

#### ⑧ 重度障害見舞金の給付

1. 会員が新たに全労済所定の重度障害状態になった場合、見舞金50,000円をお支払いします。

2. 弔慰金の申請に際して、所定の申請書と障害診断書が必要です。

2. 相談サービスの内容によって有料の場合もあります。

#### 第4条（入会手続）

1. 入会の申込みは、所定の入会申込書に必要事項を記入し送付するか、本社のホームページの入会申込サイトの手順に従って入会申込をし、年会費を納入していただきます。

2. 入会申込書に基づき所定の契約手続を行い、在宅医療支援協会の個人会員であることを証する「会員証」を交付します。

#### 第5条（会員資格の期間）

1. 年会費を納入した日の翌月1日（納入日が25日以降は翌々月1日）から一年間とします。ただし、終身（一生涯）継続が可能です。

2. 会員は以下の場合に会員資格を失います。

① 年会費の納入が滞った場合

② 会員本人が死亡した場合（弔慰金の給付はします。）

③ 入会申込みに際して、虚偽の記載をしていたことが判明した場合

#### 第6条（年会費及び年会費の払込み）

1. 年会費は、1会員 6,000円とします。

2. 入会申込み時に現金一括払い又は本会指定の口座にお振込みください。

3. 継続の場合は、口座振替も可能です。
4. 年会費の返金には一切応じません。

#### 第7条（会員資格の喪失）

1. 次条の規定により退会した場合。
2. 本人が死亡もしくは失踪宣言した場合。
3. 会費が支払期限満了日までに支払われなかった場合。
4. 第8条の規定により除名された場合。
5. 本団体が解散した場合。

#### 第8条（退会）

会員は、本団体の代表理事に対し、電子メールまたはFAX、郵送で退会の申出をすることにより、いつでも退会することができます。但し、1ヶ月以上前に本団体に対し予告するものとします。

#### 第9条（除名）

本団体は、会員が次の各号の一に該当すると本団体が認めた場合、会員を除名することができます。

- ① 本団体の名誉を棄損し、または本団体の目的に反する行為があった場合
- ② 会員としての品格を損なう行為があった場合
- ③ 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- ④ 会員として適当でないと判断した場合

#### 第10条（著作権）

サービスによって提供される情報の著作権は本団体に帰属します。

#### 第11条（情報の二次利用）

サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

#### 第12条（会員情報の取り扱い）

1. 会員および入会申込者は、本人から直接本団体に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、本団体が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。
  - ① 入会審査

- ② 当社団の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
  - ③ 当社団が会員サービスに関わる業務のその他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
  - ④ 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当社団のホームページに掲載する場合
2. 会員は、当社団の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。
- ① 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
  - ② 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
  - ③ 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

#### 第13条（免責および損害賠償）

1. 会員が、当社団の活動に関連して取得した資料または情報等を、自らの責任において保有または利用等することができ、これに関連して第三者または他の会員が損害を被った場合であっても、当社団は一切責任を負わないものとします。
2. 全項の規定は、会員が会員資格を喪失した後もなお有効力を有するものとします。

#### 第14条（サービスの一時的な中断）

当社団は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合があります。この場合、当社団は可能な限り速やかにサービスを復旧するよう努力いたしますが、中断期間に相当する会費の返還は行わないものとします。

- ① 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
- ② 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- ③ 戦争、暴動、争乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合
- ④ その他、運用上、技術上サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

#### 第15条（変更事項の届け出）

1. 会員は、入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに本団に変更事項を届け出るものとします。
2. 前項の届け出がなかった場合は、弔慰金・重度障害見舞金などのお支払いができないことがあります。

#### 第16条（会員証の再交付等）

1. 会員は会員証書を盗難、紛失あるいは毀損した場合は再交付を受けことができます。
2. 再交付に係る実費は会員の負担とします。

#### 第17条（クーリングオフ・入会申込みの取消し）

入会を申込みされた方は、会員規約確認後、8日以内に本会に対し書面による入会申込みの撤回をすることができます。その場合一切の費用負担はなく、すでに納入された年会費は遅延なく全額返還されます。

#### 第18条（協議事項）

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び本団にて誠実に協議解決するものとします。

#### 第19条（規約改正）

1. 本団は、将来にわたって、サービス内容及び料金を含め、本規約の一部を理事会の承認を得て、変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更された本規約において規定するところによるものとします。
2. 本規約を変更するときは、本団はその内容を会員に公開します。会員は、当該通知が行われた日に変更された本規約に合意したものとみなされます。

#### 第20条（問合せ・相談窓口）

この契約についての問合せ及び相談窓口は下記の場所で行います。

(付則)

- 1、本規定は平成24年8月1日から施行されるものとする。

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目2番5号5階

一般社団法人 在宅医療支援協会  
代表理事 内藤 成一郎

TEL 06-6940-4070 FAX 06-6940-4071